

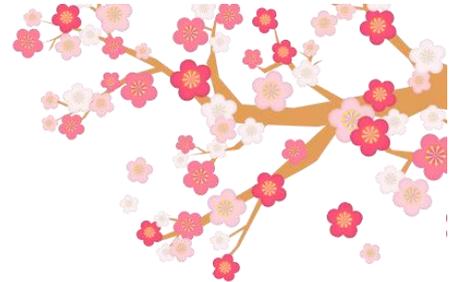


木協インフォメーション

一般社団法人香川県木材協会
令和6年度 冬号
(1月～3月)



迎春



年頭のご挨拶

香川県 森林・林業政策課 課長 神高洋一



新年を迎えるに当たり、謹んで年頭の御挨拶を申し上げます。

樋口会長をはじめ、役員並びに会員の皆様方には、日頃より、本県の森林・林業行政はもとより、県政の各般にわたり、格別の御支援と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、木材の利用は、地球温暖化の防止など、森林の有する多面的機能の持続的な発揮や地域経済の活性化にも貢献するものであり、近年では、住宅分野に加え、公共建築物のほか、民間建築物も含めた非住宅分野など多様な木材利用の取組みが進められています。また、本県の森林では、人工林の約6割を占めるヒノキが利用期を迎えており、今後は、これらの森林資源をどのように使い、森林を守っていくかということが重要となっています。

このような中、いわゆるウッドショックや円安などの影響による輸入材の供給リスクが顕在化するなど、本県の林業・木材産業を取り巻く状況は大きく変化しています。

皆様方におかれましては、このような木材情勢に対応して安定的な供給に努めていただき、令和5年10月には、県内第1号となる「県産木材に関する建築物木材利用促進協定」を貴協会と締結させていただいたほか、毎年10月には、ウッディフェスティバルの開催に御協力いただくなど、県産木材の需要拡大にも積極的に取り組んでいただいておりますことに対して、改めて深く感謝いたします。

県では、間伐等の森林整備を推進するとともに、県産木材の搬出・利用を拡大するため、県産ヒノキを用いた住宅のほか、PR効果の高い公的施設への助成事業により利用促進を

図っております。いずれの助成事業におきましても、貴協会が事務局を務めております香川県産木材認証制度運営協議会の認証木材が対象となっております。

また、昨年11月には、県産木材の更なる利用促進に向け、その中心となっている県産ヒノキを「かがわヒノキ」とし、新たにブランドロゴマークとキャッチフレーズを作成しました。今後は、県産ヒノキのPRに利用したいと考えており、皆様方にも、「かがわヒノキ」の認知度向上と利用促進に向けて、一層のお力添えをお願い申し上げます。

本年も皆様方と連携を図り、森林資源の循環利用による森林の適正な整備を推進するため、「かがわヒノキ」を含む県産木材の利用を促進し、林業・木材産業の発展に貢献してまいりたいと思います。

貴協会の益々の御隆盛と、本年が貴協会の会員の皆様方にとって、実り多い年となることを念願いたしますとともに、御健勝、御多幸を祈念いたしまして、新年の御挨拶とさせていただきます。

令和7年 新年のご挨拶

(一社) 香川県木材協会 会長 樋口哲也



【乙巳】^{きのと み} 迎春

新年おめでとうございます。

会員の皆様におかれましては、新春を健やかに迎えのことに心からお慶び申し上げます。

旧年中は当会の業務運営にご理解とご協力を賜りました事、厚くお礼申し上げます。

さて、昨年は世界情勢の不安定な状態が続き、経済に影響し続づけている中、新設住宅着工数の減少による木材需要の減少と林業・木材産業にとりましては大変厳しい一年となりましたが、木材業界におきましては、国産材の安定供給が重要視されるようになりました。

また、脱炭素社会を目指して、建築に木材を利用することが、持続可能な森林資源の循環利用、地域経済への貢献などに繋がることから、産業界や消費者にも受け入れられています。

こうした機運の中、県産木材が利用期を迎えており、更なる県産木材の安定的な供給を通じて需要を拡大することにより、県内の建築物における県産木材の利用の促進に貢献してまいります。

本年の干支（十干十二支）は「乙巳（きのと・み）」です。「努力を重ね、物事を安定させていく」という意味合いを持つ年とされています。業界を取り巻く状況は厳しいもの

がありますが、この状態から脱皮し、大きく成長するための一歩となりますように皆様と力を合わせて一層努力して参ります。

皆様方の益々のご健勝とご多幸をご祈念申し上げますとともに、本年も変わらぬご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます、新年のご挨拶といたします。

*** 令和7年1月6日初市売**

高松市郷東町(株)太洋木材市場において

初市に買方30名余りが参加され、(株)太洋木材市場、樋口哲也社長のご挨拶の後、買い方を代表して(有)山田材木店の山田健二社長の乾杯音頭によって初競りが始まりました。



【木材産業協同組合】 特自検(特定自主検査はお済みですか?)

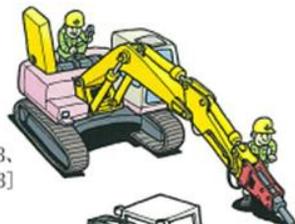
荷役運搬機械と建設機械は、労働安全衛生法により定期(特定)自主検査が義務づけられています。組合では、フォークリフト検査事業を行っています。

* 検査料 3トン未満…33,000円・3トン以上 39,600円

■ どんな検査を行うのか

検査は、各機械ごとに定められた検査事項について実施し、結果を記録することになっています。

[安衛則 第151条の21、第151条の53、第167条、第194条の23]



■ 検査の記録は

検査の結果は、所定の特定自主検査記録表(チェックリスト)に次の事項を記録して、3年間保存しなければなりません。

検査年月日	検査方法	検査箇所
検査結果	検査実施者名	
検査結果の措置内容		

[安衛則 第151条の23、第151条の55、第169条、第194条の25]



■ 検査する人は

法令で定められた資格を有する検査者、または登録検査業者のいずれかによって特定自主検査を実施することになっています。

[安衛法 第45条第2項、第54条の3、第54条の4]

法定検査機器

事業者(ユーザー)からの依頼により特定自主検査を実施する登録検査業者は、次に示す検査機器を最低1セット以上保有することが、法律で決められています。

- 1 圧縮圧力計
- 2 回転計
- 3 シックネスゲージ
- 4 ノズルテスター
- 5 油圧計
- 6 電圧計
- 7 電流計
- 8 探傷器
- 9 摩耗ゲージ



***令和7年1月16日 第62回木材感謝祭 14:00～**

高松市室新町 出雲大社高松分祠において

今年度の木材感謝祭は役員（参加者11名）のみで開催しました。木材に感謝をし、業界の繁栄を祈念しました。

***令和7年1月16日 木材協会/木材産業協同組合 合同役員会 15:00～**

高松市中野町 カネミツキャピタルホテルにおいて

今年度の事業実施状況と決算見込みについての合同役員会を開催しましたが、どちらも運営状況は非常に厳しい状況にあります。

***香川県産木材認証制度運営協議会より**

【かがわ県産ひのき住宅助成事業のお知らせ】

申請書受付…令和7年2月13日まで（予算額に達した日をもって受付終了）

申請を検討中の方は事務局までご連絡ください。

【県産木材認証機関更新のお知らせ】

認証機関の有効期限…令和7年4月9日まで

後日認定継続申請書を送付しますので、継続希望の方は手続きをお願いいたします。

（木協 HP に継続申請書様式記載あり）

新年おめでとうございます。

本年もどうぞよろしくお願い申し上げます。

希望をもって業界の発展の一助となれますよう情報発信等に努めさせていただきます。

*FAXでの情報提供は、情報量が多いことや原稿によっては鮮明に送信することが困難なため、メールによる情報提供をさせていただきますので、まだアドレスをお知らせいただいていない方は、早急にご連絡ください。

***事務局より**

高松市郷東町796番地71
一般社団法人香川県木材協会
TEL087-881-9343・FAX087-881-9338
Http://www.kagawa-mokkyo.com
E-mail:k-mokkyo@msg.biglobe.ne.jp